が全体の約５割となるなど、運営基盤に課題を抱えているものも多い。くわえて、集落の共同活動が困難となっており、基幹施設の維持管理は主に土地改良区、末端施設の維持管理は主に地域住民（共同活動）といった従来の役割分担だけでは、農業水利施設の保全管理が困難となっていくおそれがある。また、土地改良区等の施設管理者は、都市化・混住化、気候変動、営農の変化等により、複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められており、管理コストも増加傾向にある。さらに、末端施設の維持管理においては、 人力による作業を前提としていることが多く、管理作業の省力化が求められている。

このため、施設の計画的な補修・更新や状況に応じた迅速な補強、保全管理を推進する体制の構築、維持管理の効率化・高度化等を通じて、基幹から末端にわたる施設の機能を持続的に保全し、将来にわたって農業用水の安定供給及び良好な排水条件を確保することが必要である。

ア　政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策３　基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進

（水土里ビジョンの策定）

基幹から末端までの農業水利施設の機能保全を図るため、土地改良区、市町村、集落等の関係団体が協議を通じて役割分担を明確化し、地域内の関係者が連携して施設の保全に取り組むための連携管理保全計画（以下「水土里ビジョン」という。）の策定を推進する。水土里ビジョンは、国、都道府県、土地改良事業団体連合会が助言・指導等を行いつつ、土地改良区が主体となり、市町村、集落等の関係者と協議の上で作成し、これに基づく取組を地域一体となって推進する。

（適時適切な補修・更新）

広範囲の受益を有する基幹的な農業水利施設については、機能の低下により、地域の農業生産活動の持続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、農業者からの申請のみならず、改正土地改良法に基づく国又は都道府県の発意による事業実施を通じて、計画的な更新を推進する。その際、調査・計画・実施の全ての段階において、地域の農業者や土地改良区を始めとする関係団体との十分な合意形成を図る。

また、急施の事業における、突発事故の復旧と併せて行う類似の被害防止対策、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の迅速な補強、代替施設の新設等を通じて、突発事故、機能喪失による通水停止等の事態の未然防止を図る。特に、埼玉県八潮市の下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故等を踏まえ、道路陥没のリスクの大きいパイプラインへの対応を重点的に推進する。

これらの取組を通じて、施設を長寿命化し、ライフサイクルコスト[27]の低減を図る。

（適切な保全管理の推進）

気候変動、都市化・混住化等の諸情勢の変化を踏まえ、土地改良区等による施設管理への支援施策を通じ、土地改良区と市町村、関連施設の管理者等との連携及び土地改良区同士の連携の強化を図る。土地改良区同士の連携に当たっては、複数の土地改良区が共同で水土里ビジョンを策定し、土地改良区間の水利調整、洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等に取り組むことを促進する。

農地周りの草刈り、水路の泥上げ等の農地・農業水利施設の保全に資する共同活動を支援する多面的機能支払制度等については、活動組織等の更なる体制強化に向け、多様な人材の参画等を推進し、適切な保全管理に取り組む農地の維持・拡大を図る。

（情勢の変化に対応した農業用水の確保）

担い手の経営規模の拡大、水稲の品種や栽培方法の多様化、気象の変化等に対応し、必要な農業用水を確保・供給することができるよう、河川の流量等を踏まえつつ、水利使用規則の変更や緊急的な取水に向けた他の利水者や河川管理者との協議・調整等を推進する。

施策４　施設の集約・再編、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用、ICT 導入等による維持管理の効率化・高度化の推進

（維持管理の効率化・高度化）

農業水利施設の維持管理に当たっては、最新の技術的な知見を踏まえつつ、老朽施設の機能診断におけるロボット技術等の活用、更新に際しての施設の集約・再編及びポンプ等の省エネルギー化、小水力発電等の再生可能エネルギー利用、操作・運転の省力化・自動化のための ICT 導入等を推進する。

農地周りの水路等については、管理作業の省力化を図るため、用排水路の管

[27] 施設の建設に要する経費に、供用期間中の運転、補修等の維持管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した額。